災害対応マニュアル

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

建築研究本部

２０１９年３月策定

はじめに

災害は生活・生産空間の拡大とともに激甚化の一途をたどっています。

東日本大震災からの復旧・復興過程で浮かび上がってきたように、これら空間の周縁部でより顕著に表れる人口減少問題は、経済成長期の復旧・復興とは異なるゴールの設定の難しさを投げかけています。また、近年の豪雨災害など気候変動下で生じる想定を超えた自然災害がそうであるように、これらの空間を対象とした被害想定を冷静な視点で問い直す必要性を示唆しています。一方で、北海道内にあるいくつかの火山災害のように、周期的に被害を繰り返す災害に対しては、これまでの経験と教訓を活かしながら、より迅速・効果的な事前対策を考えることが可能なものもあります。

四季豊かな自然に恵まれた国土に暮らすなかで、自然災害リスクが高くなるのは当然ですが、人口減少時代において、ひとたび災害が発生した場合は、人智を尽くしその地域の再生のため、将来像を見据え地域・自治体が総力を挙げて迅速・効果的に対処していくことがますます重要となっています。これまで道総研では様々な災害に対して、多様な支援活動、情報提供を行ってきました。

建築研究本部では、建築・まちづくりの知見を活かし、特に生活域を対象に、初動では被害調査・応急危険度判定、復旧過程では応急仮設住宅等の建設支援、復興過程では復興計画策定支援など行い地域の再生支援に道内外問わず積極的に関わってきました。

特に昨年 9 月に発生した北海道胆振東部地震に対しては、道総研各研究本部はそれぞれ、長い復興に向け取り組んでいるところです。

本マニュアルは、種々の発災の際、当本部がより迅速・効果的な行政支援を行うことを主目的に、これまでの経験・教訓をまとめたものです。同じ災害でも地域としてみると被害・復興はひとつとして同じものはないのも災害対応の難しさですが、これを機に、50 年後のふるさと創りを目指して、このマニュアルをさらに進化させていかなくてはならないと、改めて考えているところです。

２０１９年３月

地方独立行政法人　道立総合研究機構
建築研究本部長　鈴 木 大 隆

災害発生後のフロー

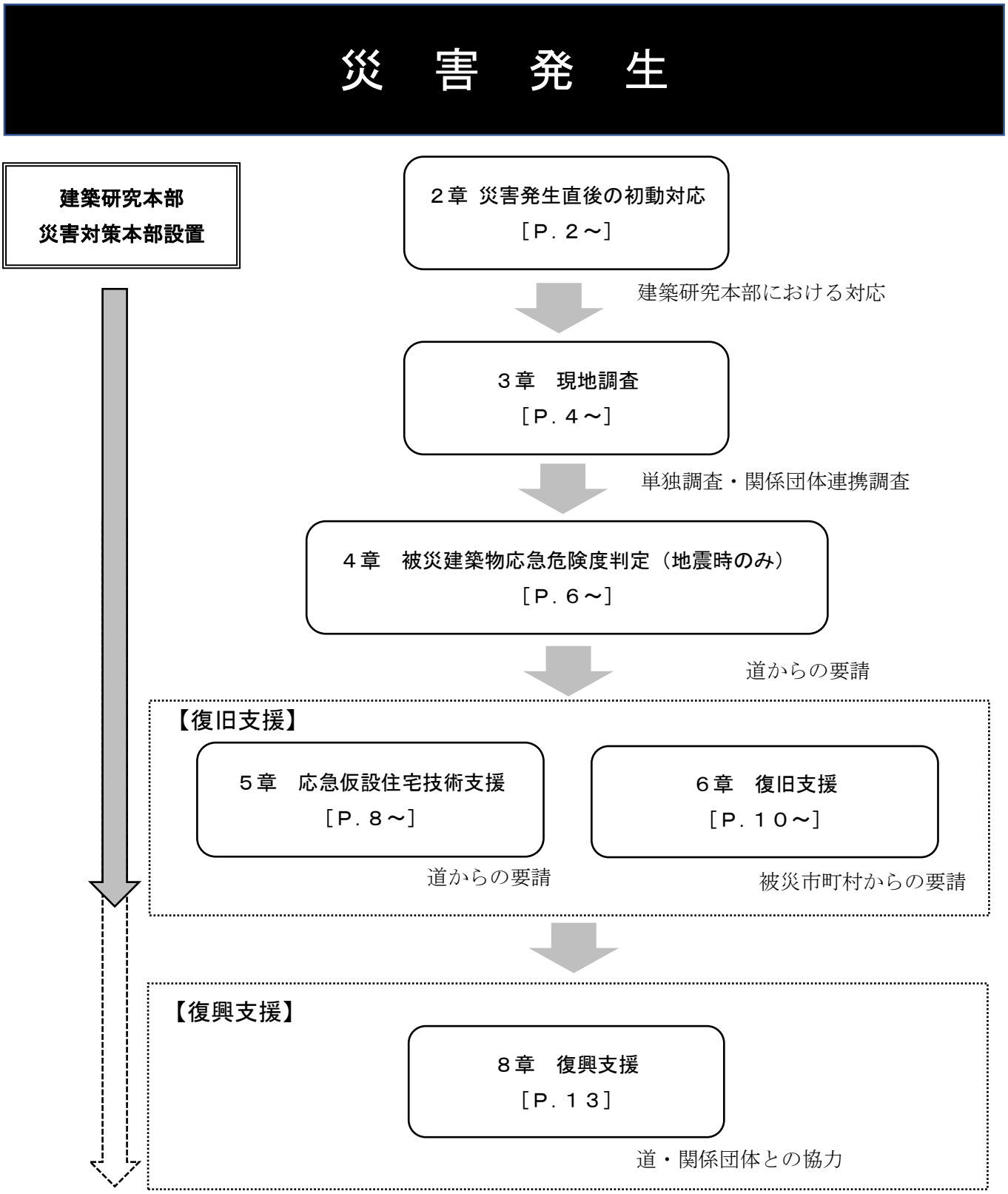
災　害　発　生
建築研究本部
災害対策本部設置
２章 災害発生直後の初動対応
［Ｐ．２～］
建築研究本部における対応
３章　現地調査
［Ｐ．４～］
単独調査・関係団体連携調査
４章　被災建築物応急危険度判定（地震時のみ）
［Ｐ．６～］
道からの要請
【復旧支援】
５章　応急仮設住宅技術支援
［Ｐ．８～］
道からの要請
６章　復旧支援
［Ｐ．１０～］
被災市町村からの要請
【復興支援】
８章　復興支援
［Ｐ．１３］
道・関係団体との協力

目　　次

１章　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P.1**

２章　災害発生直後の初動対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P.2**
２－１　災害対策本部等の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
２－２　職員の安全確認及び動静確認等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
２－３　被害情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
２－４　法人本部等との連絡調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
２－５　関連災害の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3

３章　災害調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P.4**
３－１　現地調査体制等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
３－２　現地調査内容等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
３－３　調査支援体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
３－４　他研究本部との協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
３－５　国・道との協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
３－６　関連学協会及び大学等の協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
３－７　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5

４章　被災建築物応急危険度判定【地震時のみ】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P.6**
４－１　道支援本部に対する支援
４－２　被災市町村の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6
４－３　応急危険度判定士の調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6
４－４　判定資機材の保管場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6
４－５　判定に必要な資機材等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
４－６　判定ガイダンスの実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
４－７　応急危険度判定コーディネーター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
４－８　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7

５章　応急仮設住宅技術支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P.8**
５－１　道との事前の調整・技術支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
５－２　供給計画策定に関する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
５－３　建築設計支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
５－４　現地施工支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9
５－５　完成後の技術支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9
５－６　被災地における住宅再建活動等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9
５－７　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9

６章　復旧支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P. 10**
６－１　住宅復旧・再建支援連絡会議の設置支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
６－２　現地相談会の実施支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
６－３　住家の被害認定に係る技術支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
６－４　避難所への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 11
６－５　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 11

７章　道外における災害対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P. 12**
７－１　災害調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12
７－２　応急危険度判定の技術支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12
７－３　応急危険度判定コーディネーター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12
７－４　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12

８章　復興支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P. 13**
８－１　被災自治体、道関連部局との調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13
８－２　復興に関するまちづくり等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13
８－３　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13

９章　情報発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P. 14**
９－１　法人本部等への報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
９－２　建築研究本部内の情報共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
９－３　建築研究本部ＨＰ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
９－４　道との連絡調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
９－５　国等との連絡調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
９－６　市町村への発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15
９－７　マスコミ対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15
９－８　デマ対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15
９－９　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15

［ 別紙 ］
建築研究本部災害対策本部等設置基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **P. 16**

１章　目的

地震等による災害発生に備え、建築研究本部における初動対応や復旧支援、及び、復興支援活動を迅速かつ的確に行うことを目的とし、「災害対応マニュアル」を作成する。

※　本マニュアルで対応する災害は、地震、津波、風水害、雪害、火山、市街地火災等による大規模災害とする。

※　建築研究本部の災害時における通常業務の対応については、業務継続計画（ＢＣＰ）で別に定めるものとする。

２章　災害発生直後の初動対応

２－１　災害対策本部等の設置
２－２　職員の安全確認及び動静確認等
２－３　被害情報の収集
２－４　法人本部等との連絡調整
２－５　関連災害の留意事項

２－１　災害対策本部等の設置

・道内で、地震等による被害の大きな災害が発生した際には、建築研究本部内（旭川）に災害対策本部、建築性能試験センター内（札幌）に災害対策支部を設置する。

・被災等により、建築研究本部内（旭川）に災害対策本部を設置することができない場合は、建築性能試験センター（札幌）に災害対策本部を設置する。

・災害対策本部長は建築研究本部長とし、災害対策支部長は建築性能試験センター長とする。

・災害発生直後から迅速な対応が行えるよう、災害対策本部及び災害対策支部（以下、「災害対策本部等」という。）の設置基準、組織体制、役割分担を別紙のとおり定め、円滑に行動する（別紙：災害対策本部等設置基準）。

・災害対策本部の全体統括班は各部長職とし、企画調整部長が災害対策本部長との連絡調整及び班長として全体を総括する。

・企画調整部長が不在等の時は、総務部長、地域研究部長、建築研究部長、安全性能部長の順で代理を行う。

・震度５弱以上（津波警報含む）の地震において住家等の被害が予測される場合は、速やかに道建設部との連絡窓口を設置する。

２－２　職員の安全確認及び動静確認等

・庁舎及び施設等の被害状況を調査し、災害対策本部等の機能設置の可否について確認する。

・建築研究本部職員の所在確認（出張等を含む）および安全確認を行う。

・勤務時間外の場合、出勤の可否及び出勤時間を確認する。

・次の資格者等の動向を確認する。

　被災建築物応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター、建築士等

・上記以外は、別途定めるＢＣＰに基づいて行動するものとする。

２－３　被災情報の収集

・災害現象（地震の規模、津波の規模、浸水の範囲等）について速やかに情報を収集する。

・被害の発生が予想される場合は、被災状況について速やかに情報を収集する

被害状況：建物被害、人的被害、住民避難　等

交通機関の状況：飛行機、高速道路、国道、港湾（船舶）、鉄道等公共機関　等

インフラの状況：電気、ガス、水道、下水道、通信　等

市町村の状況：庁舎等公共建築物の使用有無、避難所の設置状況、アクセス状況　等

・被害状況は多本面から情報を収集し、建築研究本部内で共有できるようにする。

国・道・市町村からの情報、大学・研究機関、

テレビ等の報道関係、各団体のＷＥＢサイト　等

２－４　法人本部等との連絡調整等

・法人本部との連絡調整等は経営企画部と行う。

職員の安否状況及び庁舎・施設の被害状況を報告

建築研究本部が行う災害・被害調査等を報告

災害対策本部等の設置や調査活動等は建築研究本部ＨＰに掲載する旨を報告　等

・他の研究本部との連絡調整や情報共有を行う。

被害調査の範囲・体制・時期など

・国や道（振興局含む）との連絡調整や情報共有を行う。

応急危険度判定、応急仮設住宅、復旧支援の対応　等

２－５　関連災害の留意事項

・津波の発生を覚知した場合は、災害対策本部設置の有無によらず迅速に対応する。

・大津波警報、津波警報・注意報による津波の予想高さ・到達時刻から、津波発生の恐れがある市町村の確認を行う。

・津波発生の場合、市町村の避難情報（避難準備、避難勧告、避難指示）の発令状況や対象区域を確認する。

・その他、津波による原発事故や広域的な土砂崩れ、洪水等が生じた場合にも情報収集に努め、必要な初動対応を行う。

３章　災害調査

３－１　現地調査体制等
３－２　現地調査内容等
３－３　調査支援体制
３－４　他研究本部との協力
３－５　国・道との協力
３－６　関連学協会及び大学等の協力
３－７　その他

３－１　現地調査体制等

・２－３で確認した被害状況に基づき、調査場所・時期・体制を決定する。

・調査担当者を事前に決めておく。

・現地調査は、１班２名以上の職員で行うこととする。

・災害・被害状況による緊急性がある場合は担当者の判断に委ねて行動できるものとし、その際は逐次報告を行うこととする。

・予め現地調査備品を建築研究本部内及び建築性能試験センター内（札幌）に常備しておく。

・現地調査備品は次のものとする。

長靴、合羽、カメラ、メジャー、傾斜計、懐中電灯　等

３－２　現地調査内容等

・次の事項について現地調査を行う。

地震による災害対応に係る庁舎、公共建築物、家屋等の建築物全般の被害調査、火災状況、道路・橋梁等の公共施設の被害調査

津波被害調査

強風、竜巻による建物被害調査

水害（大雨・洪水）による被害調査

豪雪による建物被害調査

噴火による被害調査

市街地火災調査

土砂災害、地盤変状（液状化・宅地被害）による建物被害調査　等

・調査体制、日時、他研究本部の調査状況の確認を行う。

３－３　調査支援体制

・次の項目について、調査担当者への支援を行う。

災害現場の状況提供、公共交通機関のチケット、宿泊場所の確保、
関係市町村の状況、レンタカー調整、調査担当者の調整、高速道路の状況、
現場付近のアクセス状況、出張命令、車配車調整
新たな問題への対応　等

３－４　他研究本部との協力

・被害の状況に応じて他研究本部との協力調査を行う。
・調査地域、調査時期等の調整を行う。

３－５　国・道との協力

・必要に応じて、道（建設部、危機対策課）や国等（建築研究所）との連携調査を行う。
・国等と合同調査にあたっては、状況により事前に関係市町村に連絡を入れることにとどめ被災市町村の負担軽減に配慮する。

３－６　関連学協会及び大学等との協力

・道総研の公共性や被害状況や調査時期等を十分に踏まえ、関連学協会及び大学等との合同調査団に必要に応じ対応を行う。
・調査に関する連絡・調整は、基本的には各学協会に所属する職員又は各大学の教員との関係がある職員が行う。
・関連学協会及び大学等と協力を行う場合は、メール等で建築研究本部内の情報共有を行う。
・合同地調査団に参加する場合は、各団体の調査方針等に従うほか、道総研の関係規定および役割を踏まえ適切な行動をとる。

３－７　その他

・建築研究本部の現地対応は基本的には関係市町村と連絡調整を行わず独自に対応する。
・調査状況は速報を随時メールで行うなど、職員間で最新情報の共有を図る。

４章　被災建築物応急危険度判定【地震時のみ】

４－１　道支援本部に対する支援
４－２　被災市町村の確認
４－３　応急危険度判定士の調整
４－４　判定資機材の保管場
４－５　判定に必要な資機材等所
４－６　判定ガイダンスの実施
４－７　応急危険度判定コーディネーター
４－８　その他

４－１　道支援本部に対する支援

・北海道震災建築物応急危険度判定支援本部（道建築指導課）及び支援地方本部（振興局建設指導課）に対する支援を行う。

・支援本部及び支援地方本部と応急危険度判定実施に関する初動対応の調整を行う。

４－２　被災市町村の確認

・被災市町村からの要請状況の確認を道に対して行う。

※　市町村から道に派遣要請があり、道が必要判定者数を現地に派遣する。

・被害状況を確認のうえ事前に住宅地図等を用意する。

・２－２の職員動向に基づき、派遣する職員の班編成や配車等を検討する。

４－３　応急危険度判定士の調整

・道からの要請予定人数の事前確認を行う。

・道・振興局職員及び各市町村職員による派遣者数を確認する。

・応急危険度判定資格者から派遣職員の調整を行う。

・判定を実施する交通機関や宿泊所を調整する。

公用車・レンタカー等の手続きや配車、宿泊所の手続き　等

・応急危険度判定の実施に際して道と緊密な連携を図り、判定活動全般の支援を行う。

４－４　判定資機材の保管場所

・判定資機材は建築研究本部（旭川）及び試験センター（札幌）それぞれに保管しておく。

・判定物品の確認を行う。

・班編成によっては資機材が不足する場合があるため、その際の調達方法等を決めておく。

４－５　判定に必要な資機材等

・応急危険度判定に必要な資機材として、次のものを用意しておく。

行政機関が用意するもの

判定用住宅地図、判定調査表、判定ステッカー、傾斜計　等

建築研究部が用意するもの

本部名入り災害対応ベスト、判定調査表、判定ステッカー、

リュックサック、携帯ラジオ、懐中電灯　等

応急危険度判定士が用意するもの

応急危険度判定士認定証、応急危険度判定マニュアル、ヘルメット　等

４－６　判定ガイダンスの実施

・道や被災市町村からの要請により、判定前に判定士に対して判定方法のガイダンスを実施する。

４－７　応急危険度判定コーディネーター

・応急危険度判定が円滑に実施できるよう道に対して支援を行う。

・被災市町村における応急危険度判定の実施本部の設置にあわせて、**応急危険度判定**コーディネーターの派遣に関して道支援本部との調整を行う。

・派遣される**応急危険度判定**コーディネーターに対して、事前に業務の実施ガイダンス等の支援を行う。

・道の要請に基づき、被災市町村における応急危険度判定コーディネーターとして活動する。

４－８　その他

・応急危険度判定コーディネーター養成のため、道が実施する研修会等の支援を行う。

・建築研究本部が派遣する職員を事前に優先順位をつけて決めておく。

・建築系の全研究職員に対し応急危険度判定士の資格取得を目指す。

・全研究職員に対し応急危険度判定コーディネーターの研修を実施し、応急危険度判定コーディネーターとして派遣する予定の職員を予め指定しておく。

５章　応急仮設住宅技術支援

５－１　道との事前の調整・技術支援
５－２　供給計画策定に関する支援
５－３　建築設計支援
５－４　現地施工支援
５－５　完成後の技術支援
５－６　被災地における住宅再建活動等への支援
５－７　その他

５－１　道との事前の調整・技術支援

・道と応急仮設住宅に関して、震災前の準備段階の支援、地震発生後の支援、建設時及び完成後の支援について、それぞれ事前に調整しておく。

・道からの要請に基づき、応急仮設住宅に関する事前準備の段階から技術支援を行う。

地震想定被害を踏まえた応急仮設住宅の供給計画に係る技術的支援

コストを踏まえた仕様等の技術的支援　等

５－２　供給計画策定に関する支援

・被災市町村から道への応急仮設住宅の要請有無について早期に確認を行う。

・道からの要請に基づき、供給計画策定にかかわる次の事項について支援を行う。

応急仮設住宅の供給戸数、時期、型式等に対する助言　等

・応急仮設住宅建設予定地における現地支援を行う。

被災市町村の家屋被害状況確認

公営住宅・空き家等のみなし仮設住宅の可能性検討の情報把握

敷地の形態助言（インフラ状況、アクセス状況、二次災害状況等）

ＤＩＤ地区と産業形態等（集約型・散居型等）を踏まえた応急仮設住宅の敷地選定　等

５－３　建築設計支援

・道からの要請に基づき、建築設計に関わる次の事項について支援を行う。

特に断熱・気密、換気設備、工法等の寒冷地仕様に関する助言・提案　等

・災害協定を締結している団体等への技術支援を行う。

・多様な工法に対する技術検討を行う。

ログハウス住宅、トレーラハウス　等

５－４　現地施工支援

・道からの要請に基づき、被災地における応急仮設住宅の施工技術支援・指導を行う。

・着工時および必要に応じた施工者向け技術講習会を行う。

・工程の進捗に応じ，適宜現地指導を行う。

５－５　完成後の技術支援

・道からの要請に基づき，入居説明会，入居後の定期検査等の次の支援を行う。

入居者向け説明資料を作成し，暮らし方に対する理解向上を図る

結露防止，換気の重要性，自己管理の必要性

入居者からクレーム等の状況把握（建築技術関係）　等

・定期検査に基づく応急仮設建設団体に対する技術支援・指導を行う（手直し工事等)。

５－６　被災地における住宅再建活動等への支援

・被災市町村において応急仮設住宅入居予定者を対象にした連絡会議等が設置された場合、被災市町村または連絡会議等の要請により、住宅再建等の技術的な支援・助言を行う。

・連絡会議等で住宅再建などの建築関係の議事・議題があった場合は、その内容について被災市町村と情報共有する。

５－７　その他

・市町村や道住宅課との連絡調整・情報交換を適宜行う。

６章　復旧支援

６－１　住宅復旧・再建支援連絡会議の設置支援
６－２　現地相談会の実施支援
６－３　住家の被害認定に係る技術支援
６－４　その他

６－１　住宅復旧・再建支援連絡会議の設置支援

・道が震災における住宅の全・半壊等の被害を受けた被災者の住宅復旧・再建の支援に向けて設置する「住宅復旧・再建の支援連絡会議」の支援を行う。

・連絡会議は、各構成員間の情報共有、住宅復旧・再建に向けた取組等に係る協議等を行う。

・被災市町村のニーズにより相談窓口の設置等を検討する。

・住宅復旧・再建の支援連絡会議の構成は次のとおり。

北海道建築技術協会、北海道建築士会、北海道建築士事務所協会、
北海道建築指導センター、北海道ビルダーズ協会、
住宅金融支援機構北海道支店、

６－２　現地相談会の実施支援

・震災後早期から被災者に対する相談会や説明会等の実施に対する市町村のニーズを確認する。

・道が市町村の意向により設置した相談会・説明会等への支援を行う。

・相談会・説明会等への支援内容は主に次のとおりとする。

災害救助法応急修理等への助言
現地施工業者不足にかかわる助言
全・半壊住宅の復旧・再建に関する助言
改修等にかかわる助言　等

・相談会等の活動を行う場合は、応急仮設住宅入居者に適宜連絡する。

６－３　住家の被害認定に係る技術支援

・住家の被害認定に係る次の技術支援を行う。

市町村または、道からの要請に基づき技術職員を派遣
必要な技術支援：被害調査方法立案への助言、認定調査員との同行調査　等

６－４　避難所への支援

・避難所の設置状況や避難者の状況等の状況を確認する。

・避難者が生活する上で生じる温熱環境等の技術課題について支援する。

・道からの要請で避難所に派遣を行う。

・被災者支援協議会の実施状況や住宅再建等の必要な情報提供を行う。

６－５　その他

・被災市町村の公共施設等の復旧支援を行う。

７章　道外における災害対応

７－１　災害調査
７－２　応急危険度判定の技術支援
７－３　応急危険度判定コーディネーター
７－４　その他

７－１　災害調査

・災害規模等に応じて建築研究本部内に災害調査本部を設ける。
・災害後、被害状況に応じて現地調査を行う。
・被害調査はできるだけ早期に実施するが、被災市町村の状況等を十分勘案する。
・被害状況調査の結果は建築研究本部ＨＰで報告する。

７－２　応急危険度判定の技術支援

・被災県から道に応急危険度判定士の派遣要請があった場合は協力を行う。
・応急危険度判定に係る技術支援を要請された場合は協力を行う。
・道やからの要請により、判定活動前に道からの派遣判定士に対して判定方法のガイダンスを実施する。

７－３　応急危険度判定コーディネーター

・国から被災県の応急危険度判定に係るコーディネーターを依頼された場合は協力を行う。
・国からの要請があった場合は、速やかに応急危険度判定コーディネーターを派遣する。
・それに向けて、国と事前調整を行い、各県の応急危険度判定マニュアルを入手しておくとともに、道の対応と違う事項は事前に調整しておく。
・派遣する応急危険度判定コーディネーターの職員をあらかじめ指定しておく。

７－４　その他

・依頼があった場合は、応急仮設住宅に係る技術的助言を行う。
・依頼があった場合は、復興まちづくり計画の策定など復興支援を行う。

８章　復興支援

８－１　被災自治体、道関連部局との調整
８－２　復興に関するまちづくり等について
８－３　その他

８－１　被災自治体、道関連部局との調整

・復旧状況に応じて、被災自治体、道関連部局と支援意向等を把握、調整する。

８－２　復興に関するまちづくり等について

・復旧支援から継続して支援を行うことで、復興に関する計画策定の初動対応から積極的に被災市町村の支援を行う。

・復興に関するまちづくり等の計画策定のため次のデータ提供を行う。

被害状況ＧＩＳデータ、他災害の被害想定、人口動態(地区別人口推計、転出入状況、高齢化推計など)、住宅・建築状況(用途、老朽化等)　等

・今後の防災や地域運営の視点で次のような関連計画を分析する。

都市マスタープラン、立地適正化計画、住生活基本計画、エネルギービジョン　等

・復興計画策定等に関して必要なデータ解析等の支援を行う。

・公営住宅等の建設に関して次の支援等を行う。

公営住宅建設とまちづくり計画との調整支援
津波避難ビルとしての公営住宅建設の技術支援　等

８－３　その他

・復興まちづくりへの支援は、被災自治体の被災状況などにより、時期や必要とされる内容等が異なることが想定され、それらについては、状況と自治体との協議により柔軟に対応する。

・被害者支援協議会活動の活性化に係る支援を行う。

・市町村や地元建設関係団体との情報を共有する（ネットワークの構築)。

９章　情報発信

９－１　法人本部等への報告
９－２　建築研究本部内の情報共有
９－３　建築研究本部 HP
９－４　道との連絡調整
９－５　国等との連絡調整
９－６　市町村への発信

９－１　法人本部等への報告

・初動対応から建築研究本部の活動を速やかに法人本部経営企画部へ報告する。

・法人本部へ報告した事項は建築研究本部内で共有する。

９－２　建築研究本部内の情報共有

・初動対応から定期的に建築研究本部における対応を建築研究本部全職員に情報発信する。

・建築研究本部内の情報発信は総務部長が行う。

・総務部長は建築研究本部災害対策本部等と常に連携を図る。

９－３　建築研究本部 HP

・災害対策本部等の設置から建築研究本部の活動を速やかに時系列で HP に掲載する。

・道（建設部、危機対策課など）の災害関連の情報についてはリンクを張ることとする。

９－４　道との連絡調整

・道との情報共有を密にするため、地震発生直後の連絡窓口を設置する。

　総務部危機対策課、建設部建築指導課、建設部住宅課　など

９－５　国等との連絡調整

・国との連絡調整・情報共有を必要に応じて行うこと。

・国土技術政策総合研究所(国総研)や 国立研究開発法人建築研究所との研究機関とは被害調査等を共同で実施するため情報共有を行う。

・関連学協会や大学等の合同調査を実施するため必要な情報共有を行う。

９－６　市町村への発信

・建築研究本部 HP やメールマガジンを通じて広く情報を発信する。

・震災に関連する事項については関係市町村に積極的に情報提供を行う。

・市町村から相談・調査依頼等があった場合は、速やかに対応を検討し必要な情報を提供する。

９－７　マスコミ対応

・建築研究本部における活動については積極的にマスコミに情報を提供する。

・マスコミ対応は企画調整部の管理職が対応することを基本とする。

・緊急性・取材内容によっては研究主幹以上の管理職員等が対応するものとし、担当職員による取材対応は行わないものとする。

９－８　デマ対策

・震災後はＳＮＳにおいてデマ等が飛び交うため、真偽の不明なものは発信しない。

・明らかに間違ったデマ等を発見した場合は、建築研究本部ＨＰ等で適正な情報を発信することとする。

９－９　その他

・情報発信等の対応を行った場合は、本部長及び企画調整部長に速やかに報告すること。

別紙

建築研究本部災害対策本部等設置基準について

１　設置基準

建築研究本部災害対策本部、及び建築研究本部災害対策支部（以下、「本部等」という。）については、北海道庁における災害対策本部の設置状況を踏まえながら、以下の基準に基づき建築研究本部長が必要と認める場合に設置する。

また、災害復旧支援が概ね完了したとき又は被害状況が限定的であるなど、通常業務で対応可能な状況である場合は、本部長の判断により、本部等を廃止する。

区分	設置基準
地震・津波	・道内に震度６弱以上の地震が発生したとき ・本道沿岸に大津波警報が発表されたとき ・道内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
風水害・雪害	・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル４相当以上）
大事故等	・大規模火災等で被害が大規模なとき。

なお、上記にかかわらず、震度５弱、５強の地震発生など北海道庁における災害対策連絡本部の設置基準に該当する場合についても、被害状況の把握や北海道庁との連絡調整を行うなど、状況に応じ迅速かつ円滑に災害対策本部が設置されるよう対応する。

２　組織体制

本部等の組織体制は、次のとおりとする。

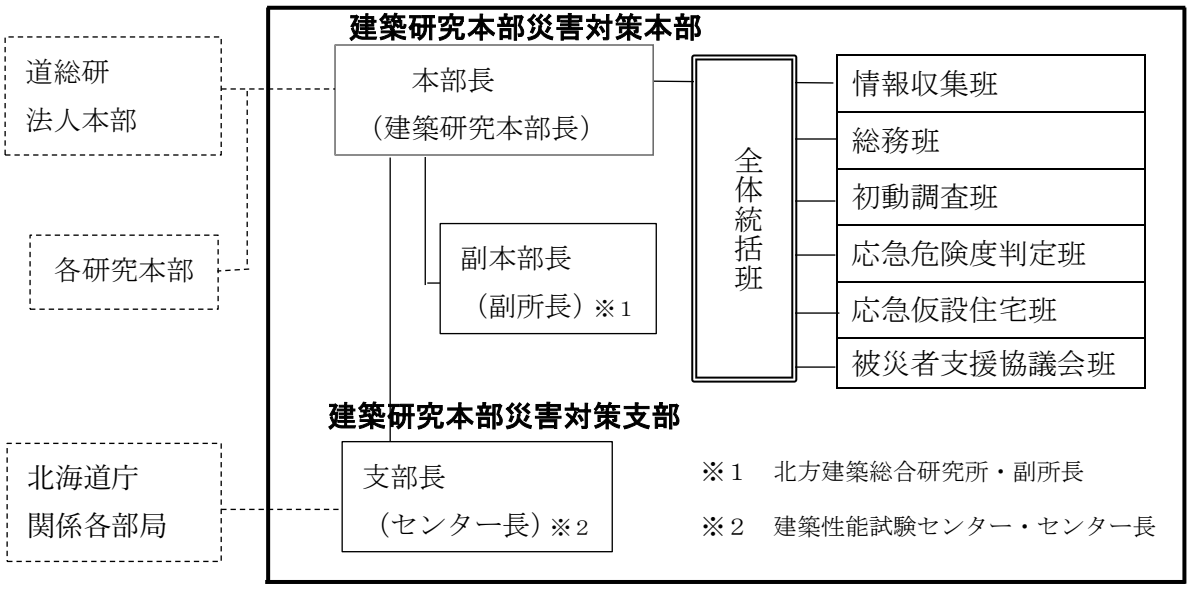

※　災害対策本部が建築性能試験センター(札幌)に設置した場合の副本部長はセンター長とする。

３　所掌事務

本部等における所掌事務については、次のとおりとする。

（１）建築研究本部災害対策本部

班名	所掌事務
全体統括班	・本部等の設置、及び廃止 ・災害対策本部全体の運営及び各班に対する指示 ・災害対策支部に対する指示、及び連絡調整 ・法人本部との連絡調整、及びＨＰ等での活動広報、マスコミ対応
情報収集班	・災害規模、被害状況、交通機関の状況、インフラの状況、及び市町村の状況などの情報収集
総務班	・職員の所在、及び庁舎、施設等の被害状況の確認。 ・職員の出張等に対する公共交通機関、宿泊施設、レンタカー等の手配や予算確保
初動調査班	・初動調査に向けた体制整備、及び実施計画策定、準備 ・他研究本部、国等の他機関との連絡調整
応急危険度判定班	・応急危険度判定士派遣に向けた道建設部住宅局建築指導課との連絡調整 ・応急危険度判定士、及び同コーディネーターの派遣に向けた体制整備、資機材等準備、及び職員派遣
応急仮設住宅班	・応急仮設住宅建設に向けた道建設部住宅局住宅課との連絡調整 ・応急仮設住宅建設に向けた供給計画策定、設計・施工及び運営に関わる支援
被災者支援協議会班	・被災者支援協議会の設置に向けた道建設部住宅局建築指導課との連絡調整 ・相談会、説明会などの実施に関わる支援

（２）建築研究本部災害対策支部

所掌事務
・道関係各部局からの情報収集、及び各班の所掌事務実施に向けた連絡調整 （特に初動時は、道庁に常駐し、迅速かつ的確な対応をおこなう） ・災害対策本部各班との連絡調整